

令和５年度県予算編成並びに
施策に関する要望事項

（ 総合政策部 ・ 経営管理部
県民生活部 ・ 環境森林部
保健福祉部 ・ 県土整備部
教育委員会 ）

栃木県町村会

目 次

総合政策部・経営管理部

- D X推進に関する継続的な支援について . . . 1

総合政策部

- マイナンバーカード交付事務費補助金の継続について . . . 2

県民生活部

- 消費生活センターの運営支援について . . . 3

環境森林部

- 栃木県浄化槽設置整備費補助金の確保について . . . 4
- 過疎対策（都道府県代行制度）による林道の整備について . . . 5
- とちぎの元気な森づくり市町村交付金の交付期間の延長について . . . 6

保健福祉部

- 発達支援児保育に対する支援について . . . 7
- 栃木県食物アレルギー対応給食提供事業の補助要件の見直しについて . . . 8
- 水道事業への財政支援について . . . 9

県土整備部

- 市町村生活交通路線運行に係る支援体制の充実について . . . 10
- 一級河川における河川改修事業の推進について . . . 11
- 宅地耐震化推進事業の推進について . . . 12

教育委員会

- G I G Aスクール構想における I C T教育の推進について . . . 13
- スクールソーシャルワーカーの小中学校への増員について . . . 14
- スクールカウンセラーの小中学校への増員について . . . 15
- 非常勤講師の増員と弾力的な配置について . . . 16
- 加配教員の充実と教職員定数の改善等について . . . 17
- 教育支援センター（適応指導教室）に関する財政的支援について . . . 18
- 外国人児童生徒への日本語指導担当教員の増員について . . . 19
- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置に係る継続的な支援について . . . 20

【総合政策部・経営管理部】

DX 推進に関する継続的な支援について

国においては自治体 DX 推進計画にて「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」「デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことを求めています。

このような中、各町においては DX 推進計画の策定を進めておりますが、町単独では財政難や知見を有する人材不足により、実証実験等の具体的な取り組みについて苦慮しているところであります。

しかしながら、国の財政支援策であるデジタル田園都市国家構想推進交付金は、実装を伴わない実証や調査のみに留まる事業の経費は対象外とするなど、各町の進捗に適した支援が受けられないのが現状であります。また、県の未来技術活用促進支援補助金は、令和 4 年度をもって終了予定であると伺っております。

つきましては、財源や人的資源に乏しい町においても、DX の推進により特色ある持続可能な各種行政サービスを住民に提供できるようにするためには、県による継続的なご支援が不可欠であることから、新たな補助制度の創設を含め、県内各町の取り組みに対してご支援を賜りますよう要望いたします。

【総合政策部】

マイナンバーカード交付事務費補助金の継続について

マイナンバーカードの普及に向けて、各町は令和4年度末までに全町民に行き渡るよう、県のご支援を賜りながら取り組んでいるところです。

また、国よりマイナンバーカード交付事務費補助金として、交付のための人件費、申請時来庁方式等による交付のための需要費や備品購入費、臨時交付窓口設置に係る委託料を支援いただき、各町において強力に推進しておりますが、令和4年度末までに全町民が取得することは困難な見通しであります。

つきましては、早期にマイナンバーカードが普及できるよう、マイナンバーカード交付事務費補助金が令和5年度以降も縮小することなく継続するよう、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。

【県民生活部】

消費生活センターの運営支援について

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受け、経済活動、雇用環境への影響が長期化することが予想される中、社会的不安に便乗した靈感商法や高齢者を狙った詐欺等による消費者被害が後を絶たない状況であります。また、成年年齢の引き下げに伴う若年層の消費者被害の増加も懸念されており、各消費生活センターにおいては、さらなる消費生活相談体制の強化と充実が求められているところです。

このような中、県におかれましては、国交付金の市町への優先的な配分等、市町消費生活センターの活動についてご支援いただき、感謝申し上げます。

しかしながら、国は地方自治体の相談体制の整備・維持に係る経費について、交付金への依存度を下げするため、自主財源化を進める方針の下、現行の地方消費者行政強化交付金制度では、消費生活センターの維持・運営に係る経費は対象外となっており、今後も地域経済の低迷が長引けば、財政力の脆弱な小規模自治体では、消費生活センターの縮小等に繋がる懸念もあります。

つきましては、小規模自治体が、消費生活センターを安定的かつ継続的に設置できるよう、国に対し恒常的な財政支援及び制度の改善を求めるよう要望いたします。また、県におかれましても、国交付金の市町への配分について、引き続き、特段の配慮をお願いするとともに、県独自の財政支援策を講じられるよう要望いたします。

【環境森林部】

栃木県浄化槽設置整備費補助金の確保について

浄化槽の整備については、県内市町において、国・県のご支援をいただきながら、水質保全と住民の生活環境改善のため、令和元年度からは宅内配管についても補助対象とするなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めております。

浄化槽整備に欠かせない県補助金につきましては、ここ数年は予算額が大きく減少しておりましたが、令和4年度当初予算を1億5百万円と、令和3年度より約2千万円増額いただき、感謝申し上げます。

しかしながら、県からの交付決定額が市町の要望額を下回っていることには変わりなく、県の補助がいただけない分は市町が負担するか、やむなく補助件数を減らすかのいずれかを選択せざるを得ない状況であります。

このような中、栃木県生活排水処理構想の令和4年度中の見直しに伴い、現在、県内全市町において下水道未整備地区における整備手法の適性化に向けた検討を進めております。このことにより、多くの市町において、下水道全体計画区域の一部を縮小し、浄化槽処理促進区域を拡大することが見込まれており、令和5年度以降は、水環境の保全上、浄化槽が担う役割がこれまで以上に大きくなるとともに、住民の浄化槽設置整備費補助金への期待も高まると予想されます。

つきましては、県財政も厳しいこととは存じますが、県と市町が連携して引き続き水質保全と住民の生活環境向上に積極的に取り組んでいけるよう、栃木県浄化槽設置整備費補助金の予算額を十分確保してくださるよう要望いたします。

【環境森林部】

過疎対策（都道府県代行制度）による林道の整備について

過疎地域に指定されている市町、区域においては、著しい人口減少及び急速に進む高齢化により地域活力の低下が懸念されております。これまでも、過疎地域における道路等交通体系については、過疎対策の法律等に基づき整備が推進されてきたところでありますが、財政力及び技術力の不足等により、依然として非過疎地域との格差が縮まらない状況にあります。

こうした中、県におかれましては、令和３年度策定の「栃木県過疎地域持続的発展方針」において、「産業の振興に資する市町管理の基幹的な林道の整備については、緊急度の高い路線から順次整備を推進する」こととしており、適切な森林整備の推進や交通機能の確保等の観点からも、林野率の高い過疎地域において林道の整備は大変重要であると考えております。

つきましては、過疎地域の持続的な発展を図るためにも、林道の新設及び改築にあたっては、都道府県代行制度による積極的な事業実施について、格段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

【環境森林部】

とちぎの元気な森づくり市町村交付金の交付期間の延長について

各市町においては、「森林環境譲与税」や「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、森林整備や獣害対策、木材利用の普及促進等に取り組んでおります。

県におかれましては、平成 30 年度から第 2 期とちぎの元気な森づくり県民税事業を実施しており、そのうち「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」では、荒廃した里山林の整備活動や、第 1 期事業（平成 20～29 年度）で整備した里山林の管理活動を支援するため、各市町に「とちぎの元気な森づくり市町村交付金」を交付しております。地元住民で組織する活動団体は、当該交付金を活用し地区の不用木伐採や刈り払い等に取り組んでおり、継続的な里山林管理の重要性を改めて認識しているところであります。

しかしながら、当該交付金の交付期間は最大 5 年間となっており、令和 4 年度末には管理事業実施面積のうち約 8 割が交付期間満了を迎えることから、今後、里山林のきめ細かな管理が行えず、再び荒廃化していくのではと危惧しております。

つきましては、次世代に豊かな森を引き継ぐため、里山林の荒廃防止、かつ持続可能な地域づくりに資する森林管理が引き続き行えるよう、交付期間満了となった箇所への継続的な支援を含め、とちぎの元気な森づくり市町村交付金の交付期間の延長を要望いたします。

【保健福祉部】

発達支援児保育に対する支援について

発達障害のある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援が重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いとされています。乳幼児期においては、言葉の発達を初めとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性が育ち、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期であり、幼稚園、保育園における発達支援児への支援が必要となります。

このような中、町においては、民間保育施設等に通所する発達支援児を支援すべく、民間保育施設等が受け入れた発達支援児の人数に応じて保育士や幼稚園教諭等の人件費等を補助しております。

しかしながら、国の子ども・子育て支援制度の障害児保育加算基準は障害児2名に対して保育士1名となっているため、また、その加算額では加配保育士の人件費を賄えないため、町で人件費の一部を補助しても、民間保育施設等が受け入れに難色を示すケースがあり、町単独での対応は困難な状況であります。

つきましては、一人一人の子どもの発達過程や障害の状況の把握、また、家庭や関係機関と連携した支援体制を構築し、発達支援児の状況に応じて適切に対応できるよう、国に対して保育士の障害児保育加算基準の見直しを働きかけていただきますとともに、県におかれましても新たな補助制度の創設を検討下さいますようお願いいたします。

【保健福祉部】

栃木県食物アレルギー対応給食提供事業の補助要件の見直しについて

現在、食育の推進や食物アレルギーへの対応など、給食を取り巻く環境は大きく変化しており、食の安全・安心の確保は、ますます重要性を増しております。

特に、食物アレルギーを持つ児童にとっては、命に関わる問題であり、アレルギーに応じたきめ細やかな対応を図るためにも、アレルギー食材の除去の確認等に対応する調理員は必要不可欠な存在となっています。

このような中、県におかれましては、栃木県食物アレルギー対応給食提供事業にて、食物アレルギー児に配慮した給食の提供のため、国の基準を超えて調理員を増員している利用定員 90 人以上の私立保育所等に対して人件費を補助いただいております。

しかしながら、食物アレルギー児の数が多い場合であっても、利用定員が 90 人未満の場合は対象外となるため、そのような私立保育所等については、町または事業者負担により、アレルギー対応調理員を増員しております。

つきましては、私立保育所等に入所する食物アレルギー児に対して、安全・安心な給食が継続的に提供できるよう、補助対象となる利用定員数の見直しを要望いたします。

【保健福祉部】

水道事業への財政支援について

全国の水道普及率は、令和2年度末現在で98.1%と、ほぼ全ての世帯に水道が普及し、生活に欠かすことのできないものとなっております。しかし、これらの多くは高度経済成長期に整備されていることから、全管路延長に占める法定耐用年数に達した水道管路延長を表す管路経年化率は、令和元年度時点の全国平均が19.1%となっており、今後も施設の老朽化が進行し、維持管理・更新等にかかる費用の増大が懸念されるところであります。

また、有収水量については、節水機器の普及や人口減少等により2000（平成12）年頃をピークに減少傾向にあり、2050（令和32）年頃にはピーク時の2/3程度まで減少する見通しであります。それに伴い、今後も水道料金収入が減少していくことが予想され、ますます水道事業の運営・維持が困難になると思われます。

こうしたことから、各町においては国庫補助事業（生活基盤施設耐震化等交付金）を活用し施設の更新を行っておりますが、補助金交付率が1/3（水道管路緊急改善事業）や1/4（重要給水施設配水管）となっており、小規模で経営基盤が脆弱な町レベルの水道事業にとっては厳しい状況にあります。

つきましては、安全・安心で、安定的な水道事業を恒久的に運営するため、国庫補助事業の補助率の引き上げや採択要件の緩和、小規模な水道事業者への助成制度創設等について、国へ働きかけていただきますよう要望いたします。

【県土整備部】

市町村生活交通路線運行に係る支援体制の充実について

現在、各市町においては、地域住民、特に高齢者や児童・生徒等の交通弱者に対応するため、地域に密着した路線バスやデマンド型交通等の地域公共交通事業を運営し、日常生活の足の確保等に努めているところであります。

しかしながら、人口減少や高齢化の加速度的な進展に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、移動需要が激減し、収支率が低下しており、市町村生活交通路線運行費補助金の交付要領に定める交付要件を達成するためには、路線バス等の運行時間の短縮や便数の減、更には運賃の引き上げも検討せざるを得ず、これらのことは、住民へのサービスの低下を招き、住民の生活に大きな影響を与えることとなります。

このような中、県におかれましては、法定協議会である「栃木県地域公共交通活性化協議会」を設置し、令和4年度から令和5年度にかけて県全域を対象とする「栃木県地域公共交通計画（仮称）」を策定する予定であり、市町村生活交通の補助制度については、当該計画の策定に合わせて令和5年度に制度の見直しを行うこととしていることは承知しておりますが、見直しにあたっては、協議会に別途設置される地域部会における市町の意見や地域の実情を十分に反映し、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、市町村生活交通路線運行費補助金の採択要件の抜本的な見直しなど支援体制の更なる充実を図られますよう要望いたします。

【県土整備部】

一級河川における河川改修事業の推進について

近年、未だ経験したことがないような豪雨が県内各地で頻発しており、河川の氾濫や災害の危険性が非常に高まっている状況であります。

このような中、県におかれましては、「とちぎ未来創造プラン」において、災害に強く、県民の命と暮らしを守る社会資本整備を重点的取組として位置づけ、河川の治水機能の向上に向けた改良復旧事業や堤防強化等による防災・減災対策を推進していくこととされております。

しかしながら、一部の河川の橋梁などの構造物周辺や水衝部等では、大雨の度に水位が急激に上昇し、氾濫等が発生する危険性が高い箇所もあることから、周辺住民は不安な思いを抱えながら日々生活を営んでおり、早急な堤防強化や堆積土の除去等が望まれているところであります。

つきましては、大雨による災害を未然に防ぐため、河川の改良復旧や国の国土強靱化予算を活用した計画的な河川整備を積極的に推進されますよう要望いたします。

【県土整備部】

宅地耐震化推進事業の推進について

大地震や大雨時における大規模盛土造成地の崩落により、住宅が流出するなどの大きな被害が生ずる恐れがあることから、国において、大規模盛土造成地の安全性の把握を進める第1段階として、地方公共団体へ大規模盛土造成地マップの公表を求めるよう取組を進めてきた結果、大規模盛土造成地マップ（令和2年3月末現在）が公表され、大規模盛土造成地が、全国で約5万1千箇所（面積約10万ha）、本県においても396箇所（面積644ha）存在することが明らかにされました。

現在、各市町においては、大規模盛土造成地の安全性把握を行う優先順位を決めるための計画を作成し、大規模盛土造成地の状況に応じて現地での地盤調査等を進めることとしており、当該調査の結果、滑動崩落の恐れのある盛土と判明した場合には、被害が想定される範囲や安全対策を検討し、市町又は地権者による滑動崩落防止工事を実施することとなります。

このような中、国においては、宅地耐震化推進事業により、大規模盛土造成地の変動予測調査に要する費用や滑動崩落防止のための設計及び工事に要する費用について補助することとしておりますが、補助要件に盛土面積や人家戸数等があることや、当該調査及び工事に要する費用の市町負担が多いため、財政基盤の脆弱な小規模自治体では、大規模盛土造成地の安全対策の計画的な推進に支障を来すことが懸念されております。

つきましては、大規模盛土造成地の崩落による、人的被害や財産被害の防止・軽減を図るため、国に対し宅地耐震化推進事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を要望するとともに、県におかれましても、当該事業に要する費用の一部を助成する制度を創設くださるよう要望いたします。

【教育委員会】

G I G Aスクール構想における I C T教育の推進について

国のG I G Aスクール構想により、児童生徒1人1台のタブレット端末が整備され、現在、I C Tを活用した教育活動が進められております。これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現させるためには、教員のI C T活用指導力の向上や、専門的な知識とスキルを持つI C T支援員等の一層の活用が求められているところであります。

しかしながら、I C T活用を進めるための運営支援等に係る費用については、国のG I G Aスクール運営支援センター整備事業により助成が行われておりますが、町単独で事業を実施する場合は令和4年度まで、2以上の自治体が連携して事業を実施する場合でも令和6年度までの予定となっております。

さらに、通信料や保守料の負担に加え、端末等の維持管理や定期的な更新、周辺機器の整備等、継続的な運用には多大な費用が必要となります。

つきましては、I C T支援員の配置や端末等の更新費用をはじめとする継続的な支援を国に対して要望していただくとともに、県における財政的支援についてもご検討いただきますよう併せて要望いたします。

【教育委員会】

スクールソーシャルワーカーの小中学校への増員について

県におかれましては、学校や家庭への支援体制を充実すべく、スクールソーシャルワーカーを令和4年度から33名に増員いただき、感謝しております。

しかしながら、学校、地域、家庭をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境が複雑化・多様化する中、スクールソーシャルワーカーが家庭や生活環境に深く関わる場合や、保護者との信頼関係構築に時間を要する場合もあり、週に複数回の対応を要するなど、1校当たりの対応時間が短い現状では、十分な対応ができない状況にあります。

また、近年表面化した課題である「ヤングケアラー」は、特に実態把握が難しいとされており、個々の状況に応じて外部機関と適切に連携するためには、スクールソーシャルワーカーの十分な配置が必要であると考えられます。

つきましては、家庭訪問や保護者等との面談、医療・福祉等関係機関への働きかけや連携など、効果的な支援を実施していくため、引き続きスクールソーシャルワーカーの増員について要望いたします。

【教育委員会】

スクールカウンセラーの小中学校への増員について

スクールカウンセラーの業務は、児童生徒はもちろんのこと、保護者や教職員に対する相談・助言、校内会議への参加、事件事故等における被害児童生徒の心のケア等の緊急対応等、多岐にわたっており、その役割・意義は益々重要になっております。

このような中、県におかれましては、令和2年度から拠点校方式にて全ての公立小・中学校へスクールカウンセラーを配置いただいたところですが、1校当たりの勤務時間が短く、曜日が限定されていることから、児童生徒や保護者、教職員の相談希望・要請に対応できないなど、各学校のニーズに沿った十分な相談支援ができているとはいえない状況にあります。

つきましては、児童生徒、保護者、学校、教職員等が抱える様々な問題解決を図るため、地域や児童生徒等の要望に十分応じられるよう、スクールカウンセラーの増員について要望いたします。

【教育委員会】

非常勤講師の増員と弾力的な配置について

県におかれましては、小中学校非常勤講師配置事業により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への非常勤講師の配置に取り組まれているところですが、学校現場では発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。

また、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にある等、その対応に苦慮しているところであり、小中学校における学習支援の充実や特別支援教育への対応等、学校現場におけるニーズは依然として高い状況にあります。

つきましては、県の財政状況も非常に厳しいことと存じますが、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため、希望する全ての学校へ非常勤講師の配置がなされるよう、必要な配置人数の増員を図ることとともに、市町の実情に応じて弾力的に配置いただくよう要望いたします。

【教育委員会】

加配教員の充実と教職員定数の改善等について

県におかれましては、厳しい財政状況の中、国に先立って令和２年度から小中学校の全学年で３５人以下学級を実現いただいております。感謝申し上げます。

今般、国においても義務教育標準法の一部改正により、令和３年度から小学校の学級編制の標準が段階的に３５人に引き下げられております。しかし、学校現場においては、児童生徒の多様化が一層進み、きめ細かな指導のニーズがますます高まっている状況にあります。

また、小学校高学年における教科担任制が推進されている中で、指導や評価、他校との兼務等に関し様々な問題が生じております。

さらに、近年における児童生徒指導の問題の複雑化や、特別支援学級に在籍する児童生徒への指導等、教職員は多忙を極めており、それらに臨機応変に対応するためには、担任を持たない学年主任や副担任等、教職員の増員が必要となっております。

つきましては、児童生徒一人ひとりに応じた適切な対応を行うため、引き続き県単独の予算措置による加配教員を配置していただくとともに、専科指導教員をはじめとした加配教員の増員や、教職員数の増加を前提とした教職員定数の改善、特別支援学級の学級編制基準の見直しについて、国に対し働きかけるよう要望いたします。

【教育委員会】

教育支援センター（適応指導教室）に関する財政的支援について

不登校児童生徒は全国的に増加傾向にあり、本県における人口 1,000 人当たりの不登校者数の全国順位は、令和 2 年度調査によると、小学校で 22 位、中学校で 7 位となっております。

このような中、県内のほとんどの町においては、不登校児童生徒が学校以外で通える場所として教育支援センター（適応指導教室）を設置しておりますが、施設の維持管理費や運営費をはじめ、不登校児童生徒の増加に伴う施設の増築や、新型コロナウイルス感染症対策としての改修等、運営に係る町の費用負担は多大なものとなっております。

県におかれましては、県全体で不登校児童生徒へのきめ細やかな対応を図るため、適応指導教室担当者等の連絡協議会を開催し連携体制の整備を推進するとともに、令和 3 年度からは、経済的に困窮した家庭の児童生徒が適応指導教室等に通うための経済的支援を実施されているところでありますが、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会を確保するためにも、教育支援センター（適応指導教室）の安定的・継続的な運営を行っていく必要があります。

つきましては、このような現状をご理解いただき、教育支援センター（適応指導教室）の運営に係る財政支援策を講じられますよう要望いたします。

【教育委員会】

外国人児童生徒への日本語指導担当教員の増員について

県におかれましては、外国人児童生徒への日本語指導の充実を図るため、義務教育標準法に基づく基礎定数や加配措置による配置により、日本語指導担当教員を配置いただいているところであります。

しかしながら、平成31年4月の出入国管理法の改正による外国人労働者の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加しており、町としても、多国語翻訳機の配備や、支援員の配置等により外国人児童生徒への支援に努めておりますが、外国人児童生徒の多国籍化により十分な対応が難しい状況にあります。

また、以前は、全く日本語が理解できない児童生徒が在籍することはまれでしたが、現在は、日本語を全く理解できない児童生徒が複数校に在籍するようになり、教員の負担が増大しております。

つきましては、外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援と教員の負担軽減のため、日本語指導担当教員の基礎定数を算定するための基準の引き下げを引き続き国に働きかけていただくとともに、県におかれましても、日本語指導担当教員の増員を要望いたします。

【教育委員会】

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置に係る 継続的な支援について

少子高齢化やデジタル化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、不登校への対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応など、教職員の勤務環境は厳しい状況にあります。

このような中、県におかれましては、校内の消毒作業など新型コロナウイルス感染症対応の教員業務支援員を配置いただき感謝申し上げます。

教員業務支援員については、新型コロナウイルス感染症対応のみならず、印刷作業、教材等の準備など教員の負担軽減を図り、教員の本来の業務である、教材研究や教育相談等の時間の創出による教員の指導力向上に加え、働き方改革の推進に大きく寄与するなどの効果が発揮されております。

今後も次代を担う子どもたちへの学びを保障し、教員の指導力向上と負担軽減を図るためには、県による教員業務支援員の継続的な配置が不可欠であります。

つきましては、令和5年度からの実施を検討されております、国の「教員業務支援員配置事業」を活用することにより、市町の財政負担の軽減や教員業務支援員の適正な配置が行われますよう要望いたします。